

指定介護老人福祉施設の管理者 様

長野県健康福祉部 健康長寿課介護支援室長

特別養護老人ホームの優先入所基準の運用等について（依頼）

介護保険制度については、日ごろから御協力いただき、お礼申し上げます。

さて、特別養護老人ホームの優先入所基準については、平成 14 年 12 月 13 日付け 14 高福第 468 号で依頼しました『長野県指定介護老人福祉施設の優先入所ガイドライン』について（以下「ガイドライン」という。）に基づき、適正な優先入所基準の作成及び入所者の決定について、公平性及び透明性を確保する仕組みがとられますようご配慮いただいているところ です。

このたび県で実施した、特別養護老人ホーム及び指定居宅介護支援事業所に対する優先入所基準に関するアンケート調査結果等に基づき、下記の点についてご留意の上、さらに適切な運営を行っていただきたくお願いいたします。

記

1 留意いただきたい事項

（1）優先入所基準の作成に当たっては、ガイドラインは統一基準ではないため、地域の実情を踏まえ、独自に検討していただくようお願いいたします。

○ガイドラインは公平性及び透明性を確保して入所決定を図る目的で作成しています。

○優先入所基準の作成に当たっては、ガイドラインの示した標準的な個別評価項目及び配点どおりに作成することを義務づけるものではありません。

（実態調査の結果、すでに約 3 / 4 の施設が独自の配点基準を作成しているように、ガイドラインは県下各施設の基準統一を目的としたものではないため。）

○優先入所基準の見直しが必要である場合には、今回実施した実態調査結果や関係団体の意見等を参考にしてください。

（2）在宅サービスを重視した優先入所基準の作成についてご配慮くださるようお願いいたします。

○高齢者の多くが在宅での生活を希望していることや、在宅サービスを重視し地域ケア体制の確立を目指すとした国の方針からも妥当性があり、高齢者福祉関係団体からも「在宅サービス」重視の意見が多くあるためです。

○配点を検討するに当り、在宅サービスの利用率に最高点が設定されている施設にあっては、病院や老人保健施設等に入院入所している方と在宅にいる方との間で客観的な公平性が図られる必要もあることから、総合評価項目での検討を踏まえ適切に対応する必要があります。

(3) 公表することを念頭に定期的な見直しを行っていただくようお願いいたします。

○公平性や透明性を確保するため作成した優先入所基準であるため、その内容や優先順位等については関係者に公表してください。

○施設関係者以外の委員を含めた入所検討委員会において、定期的に利用者、地域住民、保険者等の意見も踏まえて内容について検討を行ってください。

2 参考にしていただきたい事項

(1) 特養養護老人ホーム及び指定居宅介護支援事業所の調査結果について、別添のとおり情報提供しますので、今後の見直し等において参考にしてください。

(2) 県内の高齢者福祉関係団体から意見等をお聞きし、別添のとおり、とりまとめましたので、併せて参考にしてください。

3 その他

(1) ガイドラインの表記を次のとおり修正します。

項目等	修正の内容（←現行の内容）
2 入所に関する基準	地域包括支援センターを加えました。
	主任ケアマネジャー（←ケアマネジメントリーダー）
	認知症高齢者（←痴呆性老人）
	認知症（←痴呆）
4 運用時期等	地域包括支援センターを加えました。
別紙1 個別評価項目	認知症高齢者（←痴呆性老人）
	※算定対象サービスに、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症グループホーム等を加えました。

(2) この通知は、市町村、広域連合、高齢者福祉関係団体等にも送付しています。

(3) 今回の調査結果やご意見・ご要望については、今後、県及び市町村等の介護保険事業（支援）計画の策定や検討に資することとします。

(4) 添付資料

別添1「長野県指定介護老人福祉施設の優先入所ガイドライン」

別添2「特別養護老人ホームの優先入所基準に関する調査結果」

別添3「特養優先入所基準に関する高齢者福祉関係団体からの意見等」

参考資料「県内特養の優先入所基準の作成状況」

担当 介護支援室 計画係

有賀秀敏(室長)、**北村岳志(担当)**

電話 026-235-7111(直通)

ファクシミリ 026-235-7394

電子メール kitamura-takeshi@pref.nagano.lg.jp